

政令第百十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の三・〇一」を「百分の六・〇〇」に改める。

第一条の六中「百分の四・五五」を「百分の八・〇三」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。